

第9回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年3月25日(水) 午後6時00分～午後9時04分
2. 開催場所 職員研修所 6階 601研修室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(事務局) 金子企画調整課長、金子財政課長、野沢副主幹、石井副主幹、西村主査、北川副主査、石原副主査、大島主任主事
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 補助事業審査結果の確認について
(2) 補助事業審査について
(3) 新しい補助金制度(案)について
(4) 検討委員会報告書の内容について
(5) 今後のスケジュールについて

【議事】

(傍聴人入室)

委員長 : それでは、まず前回行った補助事業審査結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議題1は、「(1) 補助事業審査結果の確認について」でございます。前回第8回の委員会で審査いただいた31事業の結果を書面にいたしましたので、ご確認いただくものでございます。

まず、資料1をご覧ください。委員会としての評点と審査結果を一覧にしてあります。得点だけでなく、他の類似補助金との関係もございまして、補助事業の性質と結果のバランスがとれているかご注意くださいと思います。次に一覧表の後ろに各事業の点検シートを添付してあります。点検シートでは、議論のあった事項を意見欄に記載しておりますのでご確認ください。今後の対応が明確に示されているかご確認をお願いいたします。

委員長 : 事務局の方でまとめた審査結果が一覧表に記載されていますが、例えば点数が60点台なのに、廃止としている事業があります。30点台であれば、大きな問題ではないのですが、この辺についてどのように考えましょうか。客観的な部分での点数が高かったためと考えれば宜しいのでしょうか。

委員 : おそらく、市の事業としては、あまり相応しい対象でないけれども、手順を踏んでいるから高くなっているということでしょう。

委員長 : 制度の適格性のところで、2点が続いていますからね。

委員 : 前回と前々回もありましたが、今回は少し多いので、私も気になっておりました。理論整備をするか、あるいは点数の付け方を工夫しないとまずいかなと思います。

事務局 : 社会的な要請の必要性が高そうだとすると、市の事業として、はたしてどうなのかという観点から廃止になっているものが多いのではないかと私どもは見ております。例えば、雇用の問題などは、必ずしも市役所が全て責任を持って行うべきものではありませんので、結果的にはやり過ぎではないかということになっても、社会的な要請

としては、あり得るのではないかと考えております。

委員：私もそう思います。ただ、廃止をリコメンド（勧告）された方が、何でこんな点数が高いのに廃止で、もっと低いところはOKなのに、という話になってしまうと、まづいと思います。

委員：グラフを見ると、公益性、効果性が非常に低い。均等なバランスが取れていない。その様な理論は整えていく必要がある。

委員：ただ、点数だけではないので、いいのではないのでしょうか。

委員長：設計全体については、後で調整することにし、他にお気づきの点がなければ、次に進めたいと思います。（議題1承認）

次に、議題の2に移ります。

40番の農業後継者対策事業費補助金について、整理・統合が4人です。農業関係の補助金がいろいろとある中で、補助金交付先として、JA市川市船橋地区青年部、西船橋農業協同組合青壮年部、船橋市農業青少年クラブとあり、また次の42番の補助金も同じになっていて、整理・統合したらどうかということだと思います。

委員：41番と42番は、後継者対策の補助金として、名称もほとんど変わらないし、また対象の人数も136人と非常に少ない。これが後継者対策として、効果的かという疑問もあります。2つ併せて、もっと対象を拡げるなど使い方を工夫すべきではないかと思えます。

委員：私は、もう1つ終期設定というところに丸を付けたのですが、これは毎年毎年繰り返される話で、どこかで自立してもらう必要があると思えます。5年、あるいは10年でアウトプットを明確にしないという様にしないと、エンドレスで補助金を配っていく形になる。

委員長：ただ、農業の後継者対策として考えると、まずは整理・統合して、もう少し効果的な方法を考えたかどうかということではないでしょうか。

委員：会員数が136人となっているけれども、金額からすると、補助金をもらっているのは、そんなにいないと思えます。

委員長：では、ここでは終期設定よりも、まず2つ併せて見直すしたいと思います。いかがでしょうか。（了承）

次は、43番農業者健康管理増進事業費補助金。廃止と減額・上限設定に分かれております。

事務局：医療保険の関係は、医療保険事業者の責任が明確になってきておりますので、その点を考えるとこういうものの必要性は低くなってきていると思えます。

委員：私もそう思います。

委員長：保険事業者の責任が明確になっているというのは、具体的にはどういうことですか。

事務局：健康診断及びその保健事業、特にメタボ健診と言われているものについては、保険事業者の方で対象者に健康診断をさせる義務がありまして、なおかつメタボ指導する。そうすることによって、交付金が増える仕組みになっております。ですので、保険事業者の方で健康管理をしていただくという方に流れているという状況です。

委員：なんで農業だけ支援するのかという問題もある。

- 事務局： 確か商工会議所のところでも、健康診断の費用までみているのはおかしいのではないかと議論もございました。
- 委員長： 同じことですね。それでは、廃止ということで宜しいですか。（了承）
次は、44 番船橋市農業用廃プラスチック対策事業補助金。
園芸用廃プラスチック類の適正処理を推進し、環境の保全と施設園芸の健全な発展をとありますが、具体的にはどういうものなのですか。ビニールハウスなどでしょうか。
- 委員： 質問があるのですが、環境保全対策事業というのが上乘せされてありますよね。これはどういう性格の事業なのでしょう。事務局の方でわかりますか。
- 事務局： 車で持っていく場合の輸送代と聞いております。
- 委員： 問題は、近隣の市でも、こういったもの全てに補助をするということが常識になっている。企業として考えると、本来企業が出したごみなのだから、企業が処理して、費用は商品に上乘せすればいい話だけれども、農業と漁業になった途端にその論理が通用しなくなってしまう。何をやるにも補助金という形になっていて、しかもエンドレスという印象を受けます。それは国も同じことで、悩んでいるのかもしれませんが。
船橋市だけカットしてしまった時、周りの市が補助している中で、船橋市の農産物の競争力が無くなるというのも、それはそれで問題だなという気がします。
悩んでおります。
- 委員長： そこで少し減額をするような方向という結論になると思います。廃止というわけにもいかないし、整理・統合でもないし、少し金額を見直す。
廃プラスチックの適正処理の技術力、あるいはコストがどれくらいかかっているのかという問題が絡んできますので、そこは担当課で考えていただくとして、方向性として、市民としてはこういうものの考え方の継続では納得できないということだと思いますので、結論としては、減額・上限設定になるかだと思います。（了承）
次は、45 番なし剪定枝処理費補助金。
ここで私が思ったのは、梨の生産という全体のプロセスの中で、採算が合わない赤字になるようなところだから、こういうことをしていると思うのですが、その中で枝の部分だけを切り取って、そこにだけ補助を行うというのが理解できません。
- 委員： なんで、梨生産業者だけだという問題もあります。
- 事務局： 梨の生産者が多いということです。それと聞いているところでは、野焼の防止という目的もあります。
- 委員： それとひとつ気になったのが、効果性、公平性のところの 8 番で、類似の活動している者で、補助対象者になっていないケースがあるということで 0 点になっていることです。
- 事務局： これは果樹園芸組合しか、要綱の方では補助対象者として指定されておりませんが、当然梨農家でも果樹園芸組合に入っていない方もいらっしゃるということだと思います。
- 委員： そうしたら、なおさらおかしいのではないですか。
- 委員長： 47 番に、なし産地育成事業費補助金というのがあるのですが、ここも同じ果樹園芸

組合に補助を出しているのですよね。ここの文章を読んでいて、45番と47番の統合ということをおもいました。

梨農家に対する補助金というのは、梨は船橋市にとって重要な農産物で、地元の産品として保護したい、これはわかります。その時に、なぜ枝の剪定というところと、育成事業費補助というように部分的に取り出して、ぽつんぽつんという補助にしているのかというのがわかりません。

委員：船橋市は、船橋市としての農業の長期計画というものがありますよね。それと連動した形で、10年計画と併せてピリオドを付け、こういう補助金を出しますよというならば理解出来る。船橋市の農業政策のひとつに梨があって、その梨をどの様に育成するかというのは重要です。こういうことにお金を使いましょうという論理立てがあって、それはいつまでというのはあった方がいいと思います。

委員：49番にブランド化というのがあって、梨も船橋のブランドだとすれば、ブランド育成の意味合いはあると思うのですが、ただブランド化するまでは補助をするが、一応格好がついて売れ出せば補助を無くすとか、そういう考え方でないか。

委員：少なくとも、他市もこれだけ補助金が出ていて、船橋市は他市と比較するとこういう位置付けですということを確認に説明しないと納得しづらい。

委員長：ここは、減額・上限設定が一番多いので、梨剪定の補助金の方は減額にして、47番も同じだと思います。ただ、統合するというのも入れたいと思います。

事務局：今、45番と47番についてお話になっているのですけれども、実は46番もたまたま地区生産団体という名前が出ていますけれども、これ以外にも果樹園芸組合にも育成補助金が出ておりますので、そういう意味では果樹だけが3種類の補助金をもらっているということですので、統合であればそこも一緒にお話ししていただいた方がよいと思います。

委員長：農業団体育成事業費補助金の中身は何ですか。

事務局：団体の運営費補助です。

委員長：では、45番、46番、47番を果樹組合分については統合するというのと、減額・上限設定ですね。(了承)46番について、その他の団体はどうするか。

事務局：ここは、9つの団体に運営費として個別に出ているものです。その中の果樹園芸組合は、27万円で、事例として出ているのが生産活動推進協議会の金額になります。

委員長：まとまって出しているものと、個別に出しているものがある、これがわかりづらいのではないかと思います。考え方として、こういう個別に出している補助金を団体毎にまとめるということは、どうなのでしょう。可能ですか。

事務局：実際には、75万円の市の補助金に対して、予算書と決算書が作られていますので、個々別々には会計はされています。ただ、全体の補助事業の名称として1つの要綱の基にやっている形になっていて、個々には予算、決算はもらっています。

委員長：そうすると、船橋市の農業団体は全て網羅されているわけですね。

事務局：青少年団体も全て網羅していたわけではありませんでしたので、なかなか言い切ることはできないのですが、評価のところは2点となっているので、そのようなことだと思います。ただ、これは運営費補助になっているという点と、もうひとつは、少額

補助は廃止という議論もありましたので、そういう問題点がここには含まれていると思います。

委員長： 基本的に、運営費は事業費に変える、何か公益的な事業を行って、それに対して補助をするという考え方できておりますので、単なる団体の運営費は、それぞれの会員がいるんだから、少なくとも団体運営費は、会員からの拠出金でやってもらう。それに対して、例えば公益的な事業として、農業を市民にもわかってもらうというようなバザーを開いたり、農産物の即売会をやったりとかですね、そういう誰でも参加でき、役立つような事業をやった時には、2分の1を補助するとか、3分の1補助するとか、事業費補助に移行するというのが今までずっとやってきたものです。

考え方としては、事業費補助に転換してもらうということと、もう1つは個別の団体にトータルでどれだけ補助金が入っているかが見える方が、市民にとってはわかり易いことだと思いますので、束ねる補助金は極力やめるということはどうでしょうか。

全部廃止というわけにはいかないなので、減額・上限設定をして下さいというのがまずひとつ。それから整理・統合する部分について、見え易くするために個別の団体として補助金を出すということが必要なもので、そういう形での整理・統合していただく。45番、46番、47番ですね。

事務局： 今の46番ですけれども、基本的には運営費補助なのですが、事業費補助への変更というのは宜しいですか。

委員長： そうですね、46番については事業費補助への変更についてもチェックが必要です。

委員： 少なくともこれだけの団体、花卉や園芸、果樹も含めて、どう広げていくか。安心、安全なものをどう消費者に届けていくかということなど、少し内容のある事業、職員研修、研究的なことをやって欲しいなどの条件を付ければよいと思いますが。

委員長： 事業費に展開した時には、その事業費の中身ですね。（了承）

では、48番地力増進対策整備事業費補助金。

委員： これは多分、税金でも必要経費として認められるんじゃないでしょうか。

委員： ただ、それを言うと、他も全て必要経費ではないかという話になる。必要経費は全て商品に上乗せすればいい話で。

委員： さっきの枝の話は、廃物の処理だが、これは自分の財産、農地の土壌を改良するわけですから。

委員： 農業と漁業は、全部そうなのではないでしょうか。国の問題が全部ここに表れていると思います。日本だけではなく、世界でも行われていることかもしれません。

委員： 船橋市が、どう考えていこうとしているのか、ということをもう少し知りたいですね。

委員長： 船橋市における農業の割合という、少ないですよ。サービス業があって、工業が次にあって。

事務局： ただ地域的には、都市農業ということで、船橋市は圏域でもそうですが、育成を図っています。首都圏のエリアですが。

委員長： さっきも言いましたが、農業経費として売上からこういうものは引けるのですよね。引く部分の3割分を税金で補てんしているから、引くのが少なくなっていて、結局所

得が多くなっていくという話になるのではないかと思います。

確かに、最近では都市農業の評価が高くなっていることは確かです。

委員：いつも同じように30%出ているというのは、努力しなくなります。有機農業というのは当たり前なので、もっと戦略的な方向に、例えばブランド化とか、同じ補助をするなら、振り向けるべきだと思います。

船橋市農業振興計画にいいことが書いてあったと記憶しています。

委員：昭和45年から始めているし、もう時代も変わってきているので一度補助金はカットしたらどうですか。例えば、農業振興、食の問題、緑の問題など、別の視点から具体的な事業に取り組んでもらうように仕向けることを考えてもいいのではないのでしょうか。

委員長：選択肢としては、どうなりますか。

事務局：廃止につけると、その他につけて、その他については再編ということになるのでしょうか。

委員：戦略性を持った前向きな事業を提案して下さい。

事務局：ただ、これまでの補助事業は、同じ交付要綱に基づいたものです。交付要綱のメニューとして、個々にあります。ですので、45年から始まっているものもあれば、平成19年から始まっているものもあるという形になっていますので、45年だから廃止ということであれば、古いものは廃止するかそういうラインを付ける必要があると考えます。

委員：事業経費になっていないし、45年からほとんど同じようにやっていると思うのです。

事務局：スクラップアンドビルドが徹底していないというところはあると思います。

委員：内容を改編して見直して欲しいという条件をつけてもいいのではないのでしょうか。

事務局：それと他のものは、一応大義名分がついて、対策事業とか、梨の枝の処理について補助をするとか、何か必ず目標が付いているのですけれども、さっきの育成団体の補助金だけが、運営費になっていて、他のものは何事業に対して補助するのかということが明らかにしてやっていくということが正しいと思うのですが、運営費は逆にカットするのかとか、そういう話にもなると思います。ここを廃止するという議論もあるのですが、運営費を廃止するという方法もあるのかなど。整理の仕方として、運営費であるものは外してしまった方が減額にはなります。その部分は、最低限減額しなさい、それ以外のところは再編して考えて下さい、そういう整理の仕方もあると思います。

委員長：運営費のところには、事業費への転換ということを言っていましたからね。

事務局：みんなが同じようなパターンで、事業費への変更という形になっていると、実際には減額の幅というのが出てこないもので、むしろ運営費だったら、運営費は駄目という方法も1つかなと思っております。それ以外のものについては、やることはいいから今に合ったものに直して下さいという話になるということでしょうか。それは、一度廃止して再編しなさいということですから。

委員長：いずれにしても48番はそれですね。土壌改良のこれについては廃止して、土づくりじゃない方法、土づくりは農業の基本ですので。

事務局：これは、化学肥料の使い過ぎというところから始まっていると思うのですが、ただ、今はオーガニックの方がブランドになっていますので、むしろわざわざ化学肥料使う農家は、少なくなっていると思います。

委員長：では48番は廃止で、新しい補助事業を考えてもらう。それから46番の方は、運営費は原則廃止として、それを公益的な事業へと転換が出来なければ廃止になる。（了承）

次は、49番農産物ブランド推進事業費補助金。

事務局：ブランド化については、前に小松菜をやっておりまして、三番瀬海苔もやったのですが、これは単年度でやっているものです。事業自体の終期を付けるか付けないかは別ですが、単年度で実施しています。

委員長：ブランド化をすることについてはいいと思うので、始まったばかりの事業ということであれば、結果を見ながら、ちゃんとブランド化したのかということの効果として、市民に知られているかどうかということを検証する。今後の補助金は、全て終期を設定しないといけないわけですので、終期設定でいいということですね。

事務局：その辺の取り扱いなのですが、基準の方で3年に1度見直すという議論があったと思います。それは全部に言える話なので、全ての補助金は何年以内に全て見直しをすると報告書の中には入れ込む必要があると思うのですが、それとこの個別の判断というのが、ある時は終期設定になっていて、ある時はなっていないというのはどうなのかなと。

委員長：この場合、ここで終期設定とするのは、どういう意味か。

事務局：この部分でいけば、終期は設定されているのです。個々にやっていきますので。制度的にはありますが。ただ、品物は終期が設定されている。

委員：ただ今回の提言では、制度自体も見直すとしています。

事務局：全体的に制度を見直すということであれば、個別にはいらぬのかなと思います。

委員長：他の補助金については、5年とか3年で見直しなさいということですが、それは継続も含めてなのですね。この終期設定というのは5年経ったらやめなさいということですね。そこが一般的な見直し規定と終期設定の違いとも言えます。

事務局：そういう解釈であれば、それで宜しいかと思います。制度自体の見直しは、5年と聞いていますので、その中には廃止も含まれていると思いますけれども、ここについては、ちゃんとやめる時期を決めて下さい、ということだろうと思います。

先程の効果の検証の話で、その他に入れて、新しい制度なので効果の検証をして下さい、終期をきちんと決めてそこで一旦廃止することにして下さいということなら、それはそれでいいと思います。

委員長：では、新しい補助金なので、効果を見極めるという意味で、しっかりと検証して、終期を設定して、効果を確認するということですね。そういう結論にいたしましょう。（了承）

50番の家畜伝染予防事業費補助金です。

これは51番の畜産環境衛生対策促進事業費補助金と交付先が一緒ですね。整理統合というご意見が多いですね。

- 事務局：家畜伝染病の予防というのは県の業務であり、注射の実施主体は千葉県中央家畜保健衛生所で、牛に関して言えば、この3種類のところがワクチンの接種を行っています。畜産に関する衛生管理の責任は、事業者と県にあると思います。
- 委員長：畜産環境対策の取り組みに補助したらどうかと思います。
これは一度、整理統合して、公益的な事業に対する補助への変更も検討していただくということですね。(了承)
52番からは漁協への補助金ですね。
52番の他に海苔漁家への補助事業を整理統合するという考え方もありますね。
- 事務局：これは、漁協への補助を整理統合するということは考えられると思います。
- 委員長：実績報告は漁協の全体の収支決算で、市の補助金が何に使われているかが分かるようにして欲しいですね。そのためにも整理統合する。
- 委員：三番瀬のりもブランド化しており、産業支援的な補助は見直す段階に入っているのではないですかね。
- 事務局：維持するために必要な補助もあると考えます。
- 委員：市川市も同じように海苔に対して支援していますが、意義のある補助金なのかはわかりませんね。
- 委員：三番瀬のりは、守っていく必要があると思います。
- 事務局：事務の簡素化や全体から市の補助金が何に使われているかが分かるように、整理するという考え方はあります。
産業に対してどこまで補助するのかということは、難しいところですが、競争力を付けさせるという意味でも、終期を設定するなどのご意見もありますので、委員会としての意見としてもよろしいのではと思います。
- 委員：漁協は計画的に何を事業としてやりたいのかが見えてこないのので、漁協で考えてもらって、その事業に対して補助する形にできるといいと思います。
- 事務局：受け手にとって使い易い補助金制度にする必要があると言われておりますが、そのような視点で考えますと、一つ一つの事業に対しての積み重ねではなく、そもそも何をして行きたいのか、それに対して支援していくというスタイルを旨としてくださいということになりますでしょうか。
- 委員：目標が無く到達点がないから、払い続けている。基本的には、マスタープランの目標にリンクした補助事業になっていると理解し易いのですが。
- 委員：58番に記載されている東京湾漁業総合対策事業費補助金がおそらく全体の青図になっていると思います。
- 委員長：整理統合され、市民から全体の中での補助金の使われ方が分かるようにしていただきたい。
では、59番までは漁協への補助ですので、まとめて考えてもらうということで。(了承)
- 委員：全体を見直し、メリハリを付けて事業展開して欲しいですね。
- 事務局：それでは、漁協関係の補助金につきましては、これまでのご意見を整理いたしますが、他に何か気になる点がございいますか。

- 委員：59 番の研究会の活動費に対する補助なのですが、何をしているのか分かりません。おそらく事業費補助ではないと思います。
- 事務局：対象経費を明確にさせていただくというのもあると思います。
- 委員長：67 番の船橋市自衛消防協会補助金です。
団体支出額に対する市の補助額は 4%なので、少ないですね。
- 委員長：現在は、運営費補助ですので、公益的な事業をしていただけたときに、補助するという事業費補助への変更ということですね。
88 番の幼年・少年・婦人消防クラブ事業費交付金も同じですね。
- 委員：この事業は消防局予防課が事務局をしていますので、評価項目 15 番のところは、評点 0 ですよ。
- 委員長：そうですね。
消防は大事なことですが、補助をすることによる効果は薄いですね。廃止という結論の方が強いですが、公益事業活動を行うということであれば、事業費補助への変更もあるということによろしいですね。(了承)
88 番ですが、1 万 1 千人の会員がいるということですね。クラブ数は 60 強ですね。
- 事務局：この事業は支出科目が交付金ですので、設計当初は、ある程度公益性が高いと判断していたと考えられます。
- 委員長：この事業は、公益事業に対して補助する事業費補助への変更ということによろしいですか。(了承)
次回は 89 事業を一覧にさせていただいて、再確認していくということですね。
議題の 3 ですが、新しい補助金制度についてです。
事務局から説明願います。
- 事務局：それでは、議題の 3 ですが、新しい補助金制度についてでございます。資料 5 にこれまで委員の皆様にお寄せいただいた意見を加味した制度案をお付けしております。前回お配りした資料と、さほど変更点はございません。
また、資料の最後に他市の公募型補助金制度対比表をお付けしております。代表的な 3 つの方式を掲げておりますので、参考資料としてご覧いただければと思います。
新しい補助制度の趣旨、対象とする活動、団体の定義、対象経費、補助額、補助率、審査ルール、他の補助金との関係、財源、公開方法、仕組み等についてご意見をいただき、次回にある程度の骨格をまとめていきたいと考えております。
資料の 5 を見ていただきますと、委員会で議論いただきたい意見を「要検討」と記載しておりますので、ここからご議論いただければと思います。
- 委員長：それでは、要検討 1 では市民団体からの提案だけでなく、行政提案に対して手を挙げていただき協働事業として進めていくという、行政側から見れば委託という形ですね。
- 事務局：行政が手が届いていないが何とかしたい分野に対して、NPO 団体等に応札していただく、その時に NPO 団体等は、人件費はみなくていいなどの条件を付していただいたりします。川崎市の事例と似ています。
協働事業として委託料で支出するというのが、協働事業の定義というふうに段々集

約しているように見受けられます。そのようなものと、そもそもこういうことをしていただければ補助金を出しますよというのは、融和性があるのかどうかですね。

委員：今、どの市でも市民協働という旗を挙げて取り組んでいます。また、少子高齢化で予算もない中、効率的な市政が求められています。こういう時に、市民からの提案型と、行政側から困っているテーマに対して協働でやっていただける市民を公募するというのはいいことで、この2つの事業は同時にスタートさせる方がいいと思います。

委員長：それは、補助金ではないのではないですか。

委員：協働事業に対する補助金というようには考えられないですか。例えば市民協働課のモデル事業「障害のある児童・生徒へのボランティア支援活動」は、生徒が一般学級で学びたいと希望する場合に、地域ボランティアの方がお手伝いするという、地域と学校が連携してノーマライゼーションを促進する事業です。

事務局：要検討1の「行政との協働事業」についてですが、市民団体に対して行政がしてもらいたい事業について、今現在2件のモデル事業を実施しています。今お話のありましたNBFクラブさんの障害児童の地域による支援活動と所有者のいない猫の地域での取り組みに対して支援するものです。これは行政側が市民団体に対して希望を募りまして、競争性をもたせて、より良い事業が地域にふさわしい形で、同じ様なものでもいくつか出来るというのが、ふさわしいと思います。

今検討いただいている既存の補助事業の見直しによる削減分から、委託費という形で市民協働提案公募事業みたいな形で展開できればいいと思います。

委員：これは、事業そのものの経費を負担している訳ではなく、協働の推進のためのポスター代などの経費のみを補助しているのであり、通常の委託事業とは大分異なるものと認識しています。

委員：それは、行政提案に基づくものですか。

事務局：行政提案の形です。今後は団体からの提案も含めていきたいと考えております。

委員：地域猫の事業については、地域の団体が率先して実施していましたが、困っている地域もたくさんありますので、それであれば協働で実施しましょうというのが、将来の姿だと思います。

今まで、ボランティアでしていただいていた団体に、もっと活性化していただくという意味合いで支援するならば、市の公募型の提案と団体の自主提案との2種類で実施した方が、効率がいいと思います。

他の市もそのような支援方法を実施していますね。

委員：委託という形ではなく、協働を強調したい気がします。この場合の協働は、ほとんどの費用はボランティアが支出し、市は広告費や場所の提供など呼び水的なものの支援に止まります。

委員：これまで団体ごとの公益的な事業に補助しましょうという観点で議論してきましたが、別の視点から、船橋市として取り組んで欲しいような課題があれば、複数の市民団体が一緒になって連合体として取り組んでいけるような支援方法があってもいいのではないのでしょうか。その連合体に対して補助する形ですが。

委員長：それでは、時間の関係もありますので、要検討の2以降について事務局からご説明

をお願いいたします。

事務局： 要検討の2から7につきましても、1と同様の行政提案型のご意見と考えます。

委員： 検討事項を整理していただいて、議論する内容をまとめて欲しいですね。

委員： この委員会としては、包括的な規定でよろしいのではないですか。それを受けて市が個々の規定を決めていくと思いますから。

事務局： このご意見を踏まえて、事務局としてまとめたものを作り上げてみたいと思います。

委員長： 論点が何かを整理してもらいたいと思います。

事務局： これにつきましては、今、事務局でまとめてよろしいというお話をいただきましたから、次回はご意見を抽出させていただいて、要点を整理して、もう一度ご提示させていただきます。

委員長： では、取り込めない意見と各委員の異なる提案を議論し、統一する方向でよろしいですか。

行政提案の仕組みですが、補助金の仕組みとは少し違うような気がするのですが。

委員： 「制度の内容」欄には、公募型と応募型の2種類とすると記載されておりますので、こういうことでよろしいと思います。

事務局： 「応募型」という表現は、委員のご意見で「行政提案型」のことをさしていますので、特に普遍的な原理ではございません。

委員長： いくつかの仕組みを取り入れたものでまとめていただくといいですね。

それでは、議題4の報告書の内容についてですが、資料6の説明をお願いします。

事務局： 次第では報告書(素案)となっておりますが、資料は報告書骨子(案)とさせていただきました。本日配付させていただいたものですので、次回までにご意見を頂戴し、より詳しいものを作っていきます。

委員長： 1については、検討委員会の設置までの経緯と検討委員会の審議経過で、2については、交付基準について。3が89事業に対する結論で、4がこれから提案する新しい補助金制度ですが、大きな枠組みについては問題ないですね。(議題4承認)

議題の5の今後のスケジュールですが、全体のスケジュールについて事務局からお願いします。

事務局： 89事業の審査結果につきましては、次回に全体をご提示させていただきます。

まだ2,3回程度ご審議いただきたいと思いますと考えております。

4月は委員の皆様のスケジュールを調整させていただきますと、27日の月曜日の午後6時からでお願いしたいと考えております。

その後は、5月と6月に1回ずつと考えております。

委員長： その他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、第9回補助金制度検討委員会を終わらせていただきます。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 岡田 敏男